

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 7 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和6年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報等を以下に掲げる資格・賦課・給付・特定健診等の国民健康保険に関する事務において取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理する。 ②国民健康保険税を算出し、賦課決定するために、被保険者の所得情報等を確認する。 ③被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ④被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報、受診情報等を管理する。 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引き継ぎ業務 ⑥公金受取口座への還付金等の振込</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)】 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、他の医療保険者等と共同して事務を国保連合会または支払基金に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供を支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国保中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム)、医療保険者等向け中間サーバー等 |

2. 特定個人情報ファイル名

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <p>番号法第9条第1項 別表(44の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表(44の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 </p> |
|--------|--|

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

| | | |
|---------|---|--|
| ①実施の有無 | [実施する] | <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄が「市町村長」に係る項のうち第2欄が「国民健康保険法」を含むもの 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69,70,71の項</p> <p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄に「医療保険者」及び他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」及び他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 </p> | |

5. 評価実施機関における担当部署

| | |
|----------|------------|
| ①部署 | 健康福祉部保険医療課 |
| ②所属長の役職名 | 保険医療課長 |

6. 他の評価実施機関

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| | |
|-----|--|
| 請求先 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108 |
|-----|--|

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | 田原本町 保険医療課 国保医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2097 |
|-----|--|

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先 | 秘書広報課 広報統計係 | 広報課 情報発信係 | 事後 | 機構改革による |
| 平成28年4月1日 | 評価実施機関における担当部署 | 植田知孝 | 笹岡吉久 | 事後 | 人事異動による |
| 平成28年4月1日 | 対象人数 | 平成27年3月31日 | 平成28年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成28年4月1日 | 取扱者数 | 平成27年3月31日 | 平成28年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成29年3月9日 | 事務の概要 | ④被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報、受診情報等を管理する。 | ④被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報、受診情報等を管理する。 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引き継ぎ業務 | 事前 | 制度改正 |
| 平成29年3月9日 | システムの名称 | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム) | 事前 | 制度改正 |
| 平成29年3月9日 | 特定個人情報ファイル名 | 国民健康保険情報ファイル、宛名情報ファイル | 国民健康保険情報ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル | 事前 | 制度改正 |
| 平成29年3月9日 | 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) | 番号法第9条第1項 別表第一(16、30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 | 事前 | 制度改正 |
| 平成29年4月1日 | 対象人数 | 平成28年3月31日 | 平成29年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成29年4月1日 | 取扱者数 | 平成28年3月31日 | 平成29年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成30年4月1日 | システムの名称 | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム) | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム) | 事後 | 更新 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成30年4月1日 | 対象人数 | 平成29年3月31日 | 平成30年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成30年4月1日 | 取扱者数 | 平成29年3月31日 | 平成30年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成30年4月1日 | 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先 | 田原本町 広報課 情報発信係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2069 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073 | 事後 | 更新 |
| 平成30年7月6日 | 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名 | 住民保険課長 笹岡吉久 | 住民保険課長 | 事後 | 更新 |
| 平成30年7月6日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <別表第二における情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43の項 <別表第二における情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 42,46の項 | <別表第二における情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43の項 <別表第二における情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,5,17,26,27,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106,109の項 | 事後 | 更新 |
| 平成31年4月1日 | 対象人数 | 平成30年3月31日 | 平成31年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 平成31年4月1日 | 取扱者数 | 平成30年3月31日 | 平成31年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 令和1年6月14日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <別表第二における情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43の項 <別表第二における情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,5,17,26,27,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106,109の項 | <別表第二における情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43の項 <別表第二における情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,97,106,109,120の項 | 事後 | 更新 |
| 令和1年6月14日 | IVリスク対策 | (なし) | (項目追加) | 事後 | 様式の変更による |
| 令和2年4月1日 | 対象人数 | 平成31年3月31日 | 令和2年3月31日 | 事後 | 更新 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年4月1日 | 取扱者数 | 平成31年3月31日 | 令和2年3月31日 | 事後 | 更新 |
| 令和2年6月25日 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)」の規定に従い、特定個人情報等を以下に掲げる資格・賦課・給付・特定健診等の国民健康保険に関する事務において取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入力し、資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税を算出し、賦課決定するために、被保険者の所得情報等を確認する。</p> <p>③被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>④被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報、受診情報等を管理する。</p> <p>⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引き継ぎ業務</p> | <p>(以下を追加)</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)】</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、他の医療保険者等と共同して事務を国保連合会または支払基金に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供を支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国保中央会及び支払基金が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p> | 事前 | 制度改正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年6月25日 | 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム) | 国民健康保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合(国保集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム)、医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | 制度改正 |
| 令和2年6月25日 | 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項 別表第一(16, 30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 | 番号法第9条第1項 別表第一(16, 30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(30の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | 制度改正 |
| 令和2年6月25日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43の項 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,97,106,109,120の項 | ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44の項 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 | 事前 | 更新、制度改正 |
| 令和3年6月21日 | 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44の項 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 | ＜別表第二における情報照会の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ＜別表第二における情報提供の根拠＞ 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|------------|
| 令和3年6月21日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2073 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114 | 事後 | 電話番号の変更による |
| 令和3年6月21日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | 令和3年6月21日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月21日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年7月1日 時点 | 令和3年6月21日 時点 | 事後 | |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 | 住民福祉部住民保険課 住民保険課長 | 健康福祉部保険医療課 保険医療課長 | 事後 | 機構改革による |
| 令和4年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 田原本町 住民保険課 国保医療・年金係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2097 | 田原本町 保険医療課 国保医療係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2097 | 事後 | 機構改革による |
| 令和4年12月16日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引き継ぎ業務 | ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当引き継ぎ業務 ⑥公金受取口座への還付金等の振込 | 事前 | 事務手続きの追加 |
| 令和5年6月23日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年6月21日 時点 | 令和5年6月23日 時点 | 事後 | 更新 |
| 令和5年6月23日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年6月21日 時点 | 令和5年6月23日 時点 | 事後 | 更新 |
| 令和6年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2114 | 田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108 | 事後 | 電話番号の変更による |
| 令和6年6月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月23日 時点 | 令和6年6月1日 時点 | 事後 | 更新 |
| 令和6年6月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月23日 時点 | 令和6年6月1日 時点 | 事後 | 更新 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和6年6月1日 | 個人番号の利用 | <p>番号法第9条第1項 別表第一(16, 30の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一(30の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> | <p>番号法第9条第1項 別表(44の項) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲)別表(44の項) ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p> | 事後 | 更新 |
| 令和6年6月1日 | <p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p> | <p><別表第二における情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項</p> <p><別表第二における情報提供の根拠> 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> | <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄が「市町村長」に係る項のうち第2欄が「国民健康保険法」を含むもの 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69,70,71の項</p> <p><情報提供の根拠> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第3欄に「医療保険者」及び他の法令による給付の支給を行うこととされている者等が含まれる項のうち、第4欄に「医療保険給付関係情報」及び他の法令による保険給付との調整に係る特定個人情報であって国民健康保険法に係る特定個人情報を含む項が含まれる項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,173の項</p> | 事後 | 更新 |